様式第3号（第5条関係）

第　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

駐車施設承認（不承認）通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった駐車施設については、次のとおり承認（不承認）と決定したので、丸亀市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則第５条の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駐車施設 | 設置場所 | |  | | |
| 権利の区別 | | （１）所有地　（２）借地　（３）その他（　　　） | | |
| 使用承諾者 | 住所 |  | | |
| 氏名 |  | | |
| 規模 | | 駐車台数 | 駐車施設面積 | 駐車部分面積 |
| 台 | ㎡ | ㎡ |
| 条例による最小規模 | |  |  |  |
| 建築物 | 工事の種別 | | （１）新築　（２）増築　（３）用途変更 | | |
| 地区 | | 駐車場整備地区 | | |
| 所在地 | |  | | |
| 不承認の場合の理由 | | |  | | |

（付記）

１　この処分について不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができる。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この決定を知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。